第13回福岡市都市景観賞受賞作品

FUKUOKA URBAN BEAUTIFICATION AWARD 1999

総評　審査委員長　佐藤　優

第13回福岡市都市景観賞は、市民による推薦が958通という大変な関心の高さを示した。特別表彰推薦も有効25通、景観エッセーが96作品と、権威と親しみやすさとが両立したすばらしい賞に育ってきた。この激戦の中で選考された受賞者の皆さんにまずはお祝いを申し上げたい。今年から審査委員長を中村善一先生から引き継ぎ、委員も竹下先生を除いて大幅に変わった。阿吽（あうん）の呼吸で選考されてきた審査風景が一変し、激論が交わされた。その結果、開発的な対象を評価してきた傾向に対して、今回は特に古いものの良さを見直そうという新しい見方が示された。今回受賞した見慣れた対象は、よく見ると維持管理が行き届いており、その仕様や使われ方には改めて学ぶべき点が多い。意外に思われる方も多いだろうが、結果として着実な努力を評価することになった。推薦が多かった物件や市民の愛着が強い物件も十分に検討されており、今後の動向が楽しみである。特別表彰を受賞された皆さんには、地道な努力に心より敬意を表したい。景観エッセーは、博多港開港100周年を記念して「福岡の海と景観」をテーマにしたが、福岡を育み、市民に愛されてきた海とのかかわりが見事にクローズアップされた。今後も、市民の福岡の景観に寄せる熱い想いを大事にする都市景観賞でありたい。

第13回福岡市都市景観賞実施要領

（募集対象）

1．募集対象は、次のとおりとし、自薦、他薦を問わないこととする。

（1）一般表彰

ア．対象

福岡市内にあるもので、福岡の個性的、魅力的な景観づくりに役立っているもの、周辺環境やまちなみと調和し、その雰囲気を高めているもの。

（例）

・塔、橋、モニュメント、広告、サイン、ストリートファニチャー類、塀
・戸建住宅、集合住宅、店舗、商業ビル、ホテル、学校、病院などの建物
・住宅団地、商店街、通り、遊歩道、広場、公園、オープンスペースなどのまちなみ、空間など

※文化財保護法に指定されたものや、すでに福岡市都市景観賞を受賞したものを除く。

イ．視点

一般表彰は、次のような視点に基づく作品を募集する。

・優れた創造性によって景観形成をリードしているもの
・歴史、文化や自然を生かし個性ある景観をつくりだしているもの
・新しい景観の魅力づくりにチャレンジしているもの
・うるおいのある環境をつくりだしているもの
・周辺景観やまちなみとの調和に配慮しているもの
・にぎわいや楽しさを提供しているもの
・人々のコミュニケーションを促進しているもの
・その他、景観づくりの模範となるもの

などで、規模の大小を問わない。

新しいものばかりでなく昔からあるものも含む。

（2）特別表彰

・景観の魅力を高めている地域活動・イベント開催などの企画や行為
・すぐれた都市空間の創造・演出につながる企画や行為
・都市景観形成に関する知識の普及や意識の高揚につながる企画や行為
・自然景観、歴史的・伝統的景観の保全・創造に貢献している企画や行為

（募集方法）

3．募集方法は、自薦、他薦を問わず、次の事項を記載した推薦用紙によるものとする。

（1）推薦用紙の記載事項

ア．一般表彰　作品の名称、所在
　　特別表彰　企画等の名称、企画者等の名称

イ．推薦理由

ウ．推薦者の氏名と住所等

（2）送付先

福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市都市整備局都市管理部都市景観室

（審査・発表）

4．福岡市都市景観賞審査委員会の審査に基づき、市長が決定した後、平成11年12月に発表する。

（表彰内容）

5．表彰は、一般表彰と特別表彰により実施する。

（1）一般表彰

表彰件数は8点を限度とし、その物件等の所有者、設計者、施工者及び関係者を表彰する。受賞者には表彰状を贈呈し、所有者には併せて銘板を贈呈する。

（2）特別表彰

表彰件数は2点を限度とし、その企画や行為を行った個人や団体等を表彰する。受賞者には表彰状を贈呈する。また、銘板を掲示する物件が存在する場合は、所有者には併せて銘板を贈呈する。